【大学共通コンピュータ施設利用内規

第1章 通 則

- 第1条 この内規は、学校法人玉川学園玉川KGNet運営規程 (以下「規程」という。)第3条第2項、第5条第2項 **第3章 コンピュータ利用** および第6条第3項に基づき、大学共通コンピュータ 施設(以下「共通施設」という。)の正当な利用者がネッ トワークとコンピュータシステムにアクセスできるよ うにする一方で、不正なアクセスや不正利用から合理 的かつ経済的に妥当な範囲で安全を確保するために定 第11条 コンピュータ利用の際は次の各号を厳守すること める。
- 第2条 大学共通コンピュータ施設は大学共通演習室および大 学共通教育システムとする。
- 第3条 大学共通演習室(以下「演習室」という)はeエデュ ケーションセンター(以下「本組織」という)が管理 する大学共通利用を目的に設置されたコンピュータ教 室とする。
- 第4条 大学共通教育システム(以下「共通システム という) は本組織が管理する大学共通利用を目的に設置された ネットワークおよびコンピュータシステムとする。

第2章 共通施設利用

- 第5条 利用者は共通施設が本学の共用施設であることを充分 に理解し、他の利用者に不利益が生じないよう、留意 して利用しなければならない。
- 第6条 共通施設を利用できるのは本学の学生、教職員ならび に本組織が認めた者とする。
- 第7条 共通施設の利用は、授業、自習ならびに研究の用途で コンピュータあるいは設備を使用する必要がある場合 とする。
- 第8条 演習室利用の際は次の各号を厳守すること
 - 者の指示に従うこと。
 - (2) 本学の学生は必ず学生証を携帯し、要請があった ときは提示すること。
 - (3) 利用者の故意又は過失により、施設・設備を破損 若しくは紛失した場合、現状に復するに必要な経 費を弁償しなければならない。

第9条 演習室利用の際は次の各号を禁止する

- (1) 演習室内での飲食・喫煙、ならびに危険物、飲食 物の持ち込み。
- (2) 演習室内での携帯電話・PHSなどの利用。
- (3) 演習室内の機器、書籍等の無断持ち出しならびに 破壊。
- (4) 電源、照明、空調設備などの無断操作。
- (5) 他の利用者の妨げとみなされる行為。(騒ぐ・占

有する・機材の私物化など)

- 第10条 利用者が演習室のコンピュータとネットワークにアク セスするためのユーザIDを取得後は、システムの所 在を問わずそのユーザIDを使用中のすべての行為に 関して全責任を負う。
- - (1) パスワードの重要性を理解し、漏えい・紛失・失 念しないよう、パスワードを管理すること。
 - (2) 演習室のコンピュータを他の人が不正にシステム を使用することのないよう、離席の際に必ずログ オフすること。
- 第12条 コンピュータ利用の際は次の各号を禁止する
 - (1) 正当に取得したユーザID以外のユーザIDの使 用。
 - (2) 他の人とユーザIDの共有。
 - (3) 事前の同意なしに、自己所有以外のファイルある いはデータへのアクセス。
 - (4) コンピュータ資源の割り当て量のごまかし、変更。
 - (5) システム資源を大量に消費することにより他の ユーザを継続的に妨害する行為。
 - (6) 設備またはサービスの商用利用。
 - (7) システムの所在や時間の長短に関わらず、正当な 権限なしで故意にコンピュータシステムを害した り、混乱させたり、正常な性能を変更したり、故 障の原因となるような行為。

第4章 電子メール利用

- (1) 本組織員、指導教員ならびに本組織の認めた管理 第13条 共通施設を使用して電子メールを送信した場合、認証 されたユーザIDから発信されたすべてのメールに対 する責任そのユーザIDの所有者が負う。
 - 第14条 電子メール利用の際は次の各号を禁止する。
 - (1) 電子メールの偽造あるいはその試み。
 - (2) 他のユーザの電子メールを読むこと、削除するこ と、コピーすること、変造することあるいはその 試み。
 - (3) いやがらせや、公序良俗に反する内容の電子メー ル、その他脅迫的な電子メールを他のユーザに対 して送ることあるいはその試み。
 - (4) 求められていないメール、利益を目的とするメッ セージあるいはチェーンレターを送信することあ るいはその試み。

第5章 ネットワーク保安

- 第15条 ネットワークの利用者の一人として、他のネットワー クおよびそれらのネットワークに接続されたコン ピュータシステムに許可されている以外のアクセスを 行なってはならない。
- 第16条 ネットワーク利用の際は次の各号を禁止する。
 - (1) リモートシステムへ権限外のアクセスを試みる目 的でのシステムおよびネットワークの利用。
 - (2) リモートシステムあるいはローカルシステムの制 限を回避して他のシステムに接続する目的での利 用。
 - (3) システムおよびユーザのパスワードの解読。
 - (4) システムファイルの複製の作成。
 - (5) 第三者のソフトウェアなど、著作権の対象となっ ているものを、所有者の書面による許可あるいは 正規のライセンスなしでの複製の作成。
 - (6) 故意にネットワークシステムあるいはプログラム この内規は平成11年4月1日から施行する。

を破壊、あるいはその試み。

- (7) ネットワーク上におけるより高いレベルの特権の 入手、あるいはその試み。
- (8) 故意に「コンピュータウイルス」あるいは他の 混乱の原因となる/有害なプログラムを本組織の ネットワークあるいは外部のネットワークに導き 入れること。

第6章 罰 則

第17条 この内規に違反した場合、その行為の成功、失敗に関 わらず懲戒することが出来る。

第18条 懲戒は、譴責、ユーザIDの停止とする。

第19条 違反行為を上位組織に報告し、上位組織の決定により、 ユーザIDを抹消することが出来る。

附 則